

令和4年7月26日



担当課	生活保健課
担当者	藪
電話	(073) 488-5111
内線	

8月は食品衛生月間です

8月の「食品衛生月間」に、市民のみなさんに食中毒の予防について知っていただくため、街頭啓発を行います。

○食品衛生月間 8月1日（月）～8月31日（水）

○街頭啓発

和歌山市食品衛生協会の食品衛生指導員と合同で街頭啓発を行います。

8月2日（火）10：30～11：30 イズミヤ和歌山店

8月9日（火）11：00～12：00 イオン和歌山店及び

イオンモール和歌山店

（啓発物品がなくなり次第終了します。）

（令和元年度の街頭啓発の様子）



例年、気温が25℃を超える日が続く夏期には、細菌による食中毒が多く発生しています。食品を取り扱う際はこまめに手洗いを行い、食材ごとに包丁やまな板等の調理器具を使い分ける、また食材は中心部まで十分に加熱するようにしましょう。

また食事のテイクアウトや出前の機会も多くなっていることから、常温で長時間持ち歩かないことや、すぐに食べない時は冷蔵庫で保管することが大切です。

食中毒予防の3原則は「つけない」「ふやさない」「やっつける」です。